子育て情報ナビ

▶▶児童福祉課（☎ 82-1175）
jidou@city.sanyo-onoda.lg.jp

5 月は児童福祉月間です

～家族と過ごす時間を持とう～

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことは，市民すべての願いです。近年，少子化の進行，家庭や地域の子育ての機能の低下，児童虐待の増加など，子どもと家庭をめぐる環境は大きく変化しています。

平成 20 年度版「青少年白書」では，平日の親子の接する時間が「ほとんどない」と答えた母親が 14%，父親にあっては 23% という結果になっています。これは近年，子育て世代である 30 代～ 40 代の労働時間が増加したことで，帰宅時間が遅くなってきたこともひとつの原因です。このことから家族団らんの場である夕食を家族全員がそろってとることが少なくなり，子どもの悩みや交友関係など親が知り得る子どもに関する情報も少なくなっています。一方，子どもの側としては，テレビ，パソコン，携帯電話など情報メディアへの接触時間が増えています。また，近所付き合いに消極的な家庭が 6 割にも達し，家庭，地域の関係が希薄化していることが取り上げられています。

このように子どもを取り巻く環境が大きく変わろうとする中，孤独感や疎外感を味わうことなく，家族とそして地域の係わりの中で育っているという感覚を子どもたち自身に持たせることが大切ではないでしょうか。

児童福祉月間を契機に「毎月第○曜日は家族で過ごす日」を各家庭で独自に設定するなど，家族とともに過ごす時間を意識して持つようにしましょう。

市政 Q&A

市政に対するご質問などを郵便，FAX，E-mail で受け付けています。また，市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので，そちらもご利用ください。なお，直接回答が必要な場合は，住所，氏名，連絡先を必ず明記してください。

■申込先　〒 756-8601　山陽小野田市役所　広報広聴課
FAX：83-9336　E-mail：mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質　問　「転居した場合の学校等への手続きについて」

近く転居することになりました。小学校に通う子どもがいますが，校区外に転居するため転校しなければなりません。学校等にどんな手続きをするのでしょうか。（35 歳　女性）

お答えします

担当　学校教育課（☎ 82-1202）

転居など住所を異動された場合には，市民課で住所変更の手続きをした際に交付される住民異動届を，学校教育課または総合事務所地域行政課および学校に提出する必要があります。

また，転校になるため，学校から在学証明書，教科用図書給与証明書をもらって転入校に提出してください。

※転出，校区内での転居等については，右記をご覧ください。

その他に届出が必要な場合

●転出
左記の転居の手続きと同様に学校から在学証明書，教科用図書給与証明書をもらって転入先の自治体で転入手続きを済ました後に，新たな教育委員会に転入の届出を行い，転入校に関係書類を提出してください。

●校区内での転居
市民課で住所変更の手続きをした際に交付される住民異動届を，学校教育課または総合事務所地域行政課および学校に提出してください。
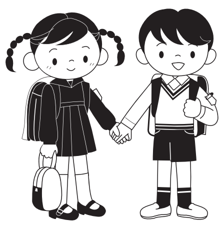
●氏名の変更，保護者の変更
学校教育課または総合事務所地域行政課および学校に必ず連絡をしてください。